

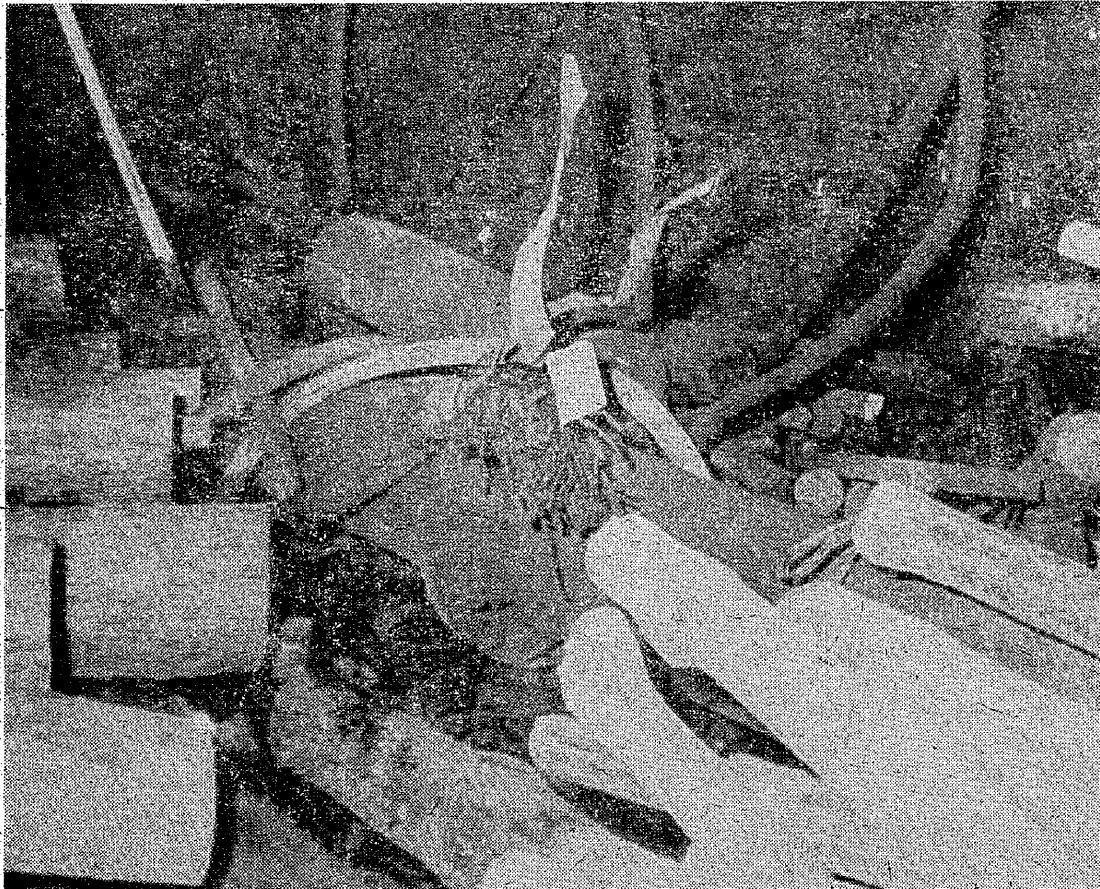
堆積炭じんを現場で見た

大斜坑現場から告発

大西 房村証言を裏づける

本斜坑は毎日平均一万吨以上の石炭を、十二台の段差ベルトコンベアで揚炭している坑道であり、相当量の炭じんが堆積していたのは事実です。そこへ秒速二〇～二五メートルの猛スピードで炭車が暴走、坑道の炭じんがいつせいに舞い上がり、炭じん雲を発生させ、何かの火源により大爆発にいたったものと考えます。

昭和三十八年、大爆発直後の十二月九日、三池労組が発行したパンフレット「悲しみをのりこえ、命を守るためにいへ」はその一節で述べています。左の写真は、爆発した坑道の惨状を示す一例です。



三池大災害裁判第13回公判は、導部の大西勉さん(坑内機械工)が証言台に立った。主尋問には角銅立身・藤本正・事部法廷で開廷。この日は三川指

二月二十三日福岡地裁で、三池大災害裁判の第十三回公判開廷。この日は、大爆発をひき起こした三川勉の現場に働く大西勉さん(組合員。坑内機械工)が証言台に立ち、その当時の三川勉坑内(特に、爆発の中心地を持つ大斜坑)の実態につき証言した。こんどの証言は、房村証言の真実性を事実をもって裏づけ、同坑道には爆発限界を上回る炭じんが堆積していたことを、いっそう明らかにした。会社の災害責任は、いよいよのがれられぬことになった。

報告集会で改めて決意固め 金子博士が証人に 大災害裁判の次回(第十四回)の証言が予定されている。公判が終ると同時に、この日の公判は、きたる四月九日午前十一時、けつた人びとはさっそく裁判所の庭の二階に結集、これからさらなる闘争をすすめていくことを決意した。この日は大津パート火災訴訟博士(東京都立松沢病院院長)が証人として証言する。大災害裁判の次回(第十四回)の証言が予定されている。公判が終ると同時に、この日の公判は、きたる四月九日午前十一時、けつた人びとはさっそく裁判所の庭の二階に結集、これからさらなる闘争をすすめていくことを決意した。この日は大津パート火災訴訟博士(東京都立松沢病院院長)が証人として証言する。

証言台に立って 三川指導部 大西 勉 あの日私は、谷端三川支部に長を要請にたてを、私はいまま記憶している、負傷者確認のため三井天領病院へかかった。ここへはとくに、恐ろしい一酸化炭素ガスに冒されたCO患者が、次々に運ばれた。もう、天領病院に収容しきれず市内各所の病院に送られたこともあった。患者たちは大声はあけてうたが、不安とあ、わめき、家族や同僚がとめるのをふり切って病院内を駆けめぐった。ベッドの上で暴れる者。夫や息子の遺体、泣き崩れる家族。不安、焦燥、怒りにいらだつ人々。あの夜の光景は、とうとう筆舌に尽すことができない。ともあれあの日のことで、私は特筆したいことがある。それは、あの日次々に収容されてくる死者に対する、会社職員の態度についてである。

必ず勝利を

大災害裁判公判を傍聴して 四山指導部 野田 忠義

三池闘争前後から、ベルト当番の数も次第に減らされたこと。現在では真一白に岩粉をまみれている(爆発防止のため)が、その当時にはなかったこと。ひどいところでは、歩けば足跡がつくほど、炭じんがたまっていたこと。

立法・行政・司法の三権分立はきざしであり、決して収奪する大資本の国に民主主義の根幹をなすものがあるが、果たしてこれまでも裁判はあくまでも法律の上で正しく解釈されてきたものでありましようか?

法は弱者の国民のためにあるべきが、下されているとは思われない。それは三池闘争によって体得した、権力への不信がそうさせるのでしうか。

公判四日訴訟の勝利で、わすかながら前進を見ることができ、その後いたるところに過去が掘り起こされているのを見ますが、いかに弱者であっても、この生命に關しては、歩みもくことはできない。階級闘争として、本訴訟はせひとも勝利しなければならぬと思っています。

私にはあの日自分が当った「確認処理」の任務を、労使の関係をこえた人間的な仕事として果たしたのだ。ところがしばらくすると会社の職制が、私を排除する態度にでてきた。よもや鉱業所長や鉱長らの命令だったとはおもわれないが、三井資本の本質をまざまざと見せつけられ、その職制に激しく抗議しながら作業を続行したことを、私は忘れないう。

こんど大災害裁判の公判で、災害現場からの証人として証言台に立った。初めこそ緊張したが、宣誓通り、問われる通り真実を述べて証言を終った。

原告団消息

一月十七日 原告団役員会議。①大災害裁判公判取り組み。②総会対策。

同 十八日 原告団三役会議。同 十九日 原告団班長会議。①大災害裁判公判取り組み(▼)

二月二十三日 原告団役員会議。①同 二十日 全社宅へビラ配布。故郷兵庫正さん(CO患者)の三年忌。原告団役員焼香。

同 二十一日 各事業所にビラ配布。同 二十二日 故郷田カサエさん宅に弔問。(溝口遺族会長ら四人が)

同 二十三日 大災害裁判第13回公判。大西勉さん(三川指導部)が、原告側証人として、大爆発前後の三川勉現場の実態などを証言。

同日、遺族会総会。(玉名温泉) 同 二十六日 遺族・岩合ファミ子さん(アンニット工場勤務)の母に弔問。

なお、右文中にある故郷田カサエさん(遺族・原告)は、昨年の九月九日に死に別れていることがこのほどわかったものです。